

愛媛県新商品生産による新事業分野開拓者の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）を知事が認定し、当該事業者が新商品として生産する物品を県が随意契約により買い入れられるようにすることにより、事業者の販路開拓を支援し、もって事業者の育成を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第2条 認定を申請できる事業者は、県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品（県の機関において用途が見込まれるものに限る。以下同じ。）で、第5条に定める認定基準に適合するものを生産する者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項（中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）による改正前の中小企業経営革新支援法第4条第1項を含む。）に規定する知事の承認を受けた経営革新計画（「新商品の開発又は生産」による計画に限る。）に基づいて生産する商品
- (2) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第4条第1号の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第4条第1項に規定する知事の認定を受けた研究開発等事業計画に基づいて生産する商品
- (3) その他前2号の経営革新計画等に準ずる事業計画に基づいて生産する商品で、既存又は類似の商品に比して性能、技術等の面で著しい新規性、独創性が認められるもの

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、新商品生産による新事業分野開拓者認定申請書（様式第1号）及び新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（様式第2号。以下「実施計画」という。）を知事に提出しなければならない。認定の有効期間が満了した場合において、更新を希望するときも同様とする。

2 前項の申請書等には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿謄本（事業者が法人の場合に限る。）

(2) 直近 2 営業期間の営業報告書又は決算書、貸借対照表及び損益計算書

(3) 新商品に関するパンフレット又は写真等

3 申請事業者が認定を受ける前に申請を取り下げるときは、知事に対し届け出なければならない。

(事業者の認定)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、別に設置する新商品生産による新事業分野開拓者認定委員会（以下「認定委員会」という。）において事業者の実施計画の内容を審査し、次条に定める認定基準のいずれにも適合することを確認したときは、事業者の認定、公表を行うとともに、当該事業者に新商品生産による新事業分野開拓者認定証（様式第 3 号）を交付するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果不適合と認めるときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定による認定の有効期間は、認定を行った日からその日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。

(事業者の認定基準)

第 5 条 前条第 1 項の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

(4) 実施計画の内容が関係法令に違反しないこと。

(5) 実施計画の内容が公序良俗に反しないこと。

(実施計画の変更)

第 6 条 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が実施計画の内容を変更しようとするときは、知事に新商品生産による新事業分野開拓者認定変更申請書（様式第 4 号）を提出し、知事の認定を受けなければならない。

2 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により認定を行う場合に準用する。ただし、軽微な変更については、認定委員会による審査を省略することができる。

(認定の取消し)

第7条 知事は、認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、認定審査会の審議を経て、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を当該事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は当該事業者の負担とする。

(報告)

第8条 知事は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の遂行状況について報告を求めることができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、知事に対し届け出なければならない。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、経済労働部産業支援局産業政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

この要綱は、平成27年4月8日から施行する。